

市政

12

December 2021
vol.70

特集

地域を挙げて進める 孤独・孤立対策

市町村
下野市

歴史の古くから育まれてきた暮らしやすさが基盤に
地域資源の活用と市民満足向上で結ぶ明るい近未来



全国市長会

2021年12月号

特集

地域を挙げて進める孤独・孤立対策

「寄稿1」自治体で孤独・孤立問題を扱うために

早稲田大学文学部教授 ● 石田光規

28

「寄稿2」誰も取り残さない」――足立区の孤独・孤立対策――

足立区長 ● 近藤やよい

31

「寄稿3」貧困の連鎖を断ち切るための箕面市の取り組み

箕面市長 ● 上島一彦

34

「寄稿4」地域との協働で進める生活困窮者支援

伊丹市長 ● 藤原保幸

37

動き

■世界の動き／東アジア情勢緊迫で真価問われる「岸田外交」

拓殖大学海外事情研究所教授 ● 名越健郎

40

■経済の動き／経済再開のカギはコロナ第6波対策

日本経済新聞社編集委員 ● 滝田洋一

42

■自治の動き／地方のデジタル化推進を旗印に掲げた岸田内閣

毎日新聞論説委員 ● 人羅 格

44

■都市のリスクマネジメント

「コミュニティ防災」と自治体の課題

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長、神戸大学名誉教授 ● 室崎益輝

46

■アスクレピオスの杖を探して 地域医療再生への道

総務省公立病院経営強化に関する検討会の開催 城西大学経営学部教授 ● 伊関友伸

48

■海外レポート

ドイツの地方で開催の科学フェスティバルは集客目的ではない ジャーナリスト ● 高松平藏

50

■時代を駆け抜けた偉人たち

南海の徳人 濱口梧陵^{②1} 郵便

作家 ● 出久根達郎

52

■全国市長会の動き

■市政読書室

■令和4年全国市長会年間行事予定

■編集後記

54

56

57

58

特集

地域を挙げて進める 孤独・孤立対策

コロナ禍などを背景に、孤独・孤立の問題が一層深刻化・顕在化してきている中で、都市自治体では誰もが安心して暮らすことができる社会を構築するため、地域の各種団体と連携して、社会的孤立への対策や体制整備の推進に力を入れました。

特集では、学識者から日本社会における孤独・孤立問題の特徴と対処の在り方などについてご寄稿いただきました。また、地域の力を生かして、高齢者や若年者の孤独・孤立を防ぐ取り組み、データベース・システムの構築の下、貧困の連鎖を断ち切ることを目指した子どもの貧困対策、地域住民などと協働しながら推進する生活困窮者支援など、都市自治体が進める孤独・孤立対策の取り組み事例を紹介します。

寄稿 1

自治体で孤独・孤立問題を扱うために

早稲田大学文学学術院教授 石田光規

寄稿 2

「誰も取り残さない」 ～足立区の孤独・孤立対策～

足立区長 近藤やよい

寄稿 3

貧困の連鎖を断ち切るための 箕面市の取り組み

箕面市長 上島一彦

寄稿 4

地域との協働で進める生活困窮者支援

伊丹市長 藤原保幸



地域との協働で進める生活困窮者支援

伊丹市長（兵庫県）

藤原保幸



はじめに

急速な少子高齢化・人口減少社会の進展により社会構造は大きく変容し、地域・家族・職場といった生活のさまざまな場において支え合いの基盤が弱まり、福祉課題が複雑・複合化するなど、大きな影響を与えている。伊丹市の人口は微増傾向にあるものの、将来的には減少に転じると予測されている。そうした背景の下、本市では平成15年度に策定した「第1次伊丹市地域福祉計画」から一貫して「共生福祉社会の実現」を理念とし、全ての市民が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりに取り組んできた。

生活困窮者支援の体制

本市では、平成27年4月の生活困窮者自立

支援法施行に合わせて、健康福祉部内に自立相談課（伊丹市くらし・相談サポートセンター）を設置し、生活困窮者自立相談支援事業をスタートさせた。

生活困窮者支援は、これまで行政のどの窓口でも対象とならず、制度のはざまに落ちていた市民を対象としており、行政内部の連携強化が必要のため、外部委託だけでは進められない。一方、「地域」には困っている方を発見するという

支援の入り口機能と、困っている方が社会に参加する居場所としての出口機能の二つの役割が期待されるが、行政が業務を抱え込むだけでは地域



伊丹市実施体制図

との連携は進みにくい。

そこで、市の直営実施として市内連携を強化しながら、そこに伊丹市社会福祉協議会から職員の出向を受けて「相談支援員」として配置する体制を整備した。市社協は市民や行政、福祉の専門機関や団体・組織などが連携・協働するための中核的な役割を担っていることから、地域に根差した生活困窮者支援を実施するには、協働体制が最も効果的であると考えた。

その成果として、後段で紹介する官民連携による「こども食堂」の実施にもつながっている。また、平成28年度からは家計改善支援事業も市社協に委託しており、より一体的に支援を実施している。

「優先発注」の仕組みづくり

次に、生活困窮者就労訓練事業における優先発注の仕組みづくりについて述べる。

生活困窮者就労訓練事業は「雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に

対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練」などを行うもので、事業者の自主的取り組みとして実施される。

本市では「企業組合伊丹市雇用福祉事業団」およびその関連団体である「NPO法人ワーカーズコープかんさい」が事業を実施されている。同事業団は古くは失業対策事業に取り組まれ、生活保護受給者への就労支援にも協力いただいていた。

また、従前より市の公園清掃や害獣駆除、建物管理や街路樹管理などの行政業務を委託しており、それらの業務が訓練に活用された。

訓練事業には労働契約を結び賃金を受け取ることができる「雇用型」と、訓練に重点を置いた「非雇用型」がある。同事業団では「雇用型」での受け入れにも協力的であったことから、優先発注の仕組みの活用により事業の推進を図ることとした。行政業務が「雇用型」として訓練に活用され、利用者に賃金が支払われれば、行政の管理的経費がそのまま困窮者支援につながる。優先発注の効果は明確であった。

優先発注は地方自治法施行令に規定されており、障害者支援団体やシルバー人材センターなどを対象に、行政の事業を競争入札とせず随意契約で発注することを可能とするものである。生活困窮者自立支援法施行に合わ

せた改正で、都道府県の認定を受けた生活困窮者就労訓練事業を実施する施設についても対象に追加されている。

平成27年7月に「生活困窮者の自立の促進に資すること」についての認定基準の策定・公表を行い、同年8月に同事業団およびNPO法人を「生活困窮者の自立の促進に資する」事業所として認定した。私の知り得る限りこの仕組みを整え、活用を行ったのは全国初である。他都市から多数の問い合わせがあり、厚生労働省から取り組み事例として紹介いただくなど、先行事例として評価をいただいていることは大変ありがたい。

認定の翌年(平成28年)度には27件の随意契約を行い、22人の市民が就労訓練を利用された。その内19人は「雇用型」で、その中から9人が新たな職に就き自立を果たすなどの成果が得られた。同事業団ではスーツの貸し出しや携帯電話の貸与など自主的な支援も行われている。引き続き連携を図りながら、事業の効果的な運用を行ってまいりたい。

ひきこもりのアウトリーチ支援

次に「ひきこもり」支援について触れたい。制度開始当初より積極的に取り組んできたが、初回相談の約8割は家族などから寄せられており、本人と会えず相談が中断することも少なくなかった。そこで、対象者の来訪を待つだけではなく、家庭などへの訪問を重ね

て、本人が望んだときにすぐに支援につなげることを目的に、令和元年度にひきこもりアウトリーチ支援員を配置した。

令和2年度までに、支援の中断していた29世帯へアウトリーチを実施し、うち26人と会うことができた。13人が医療機関への受診や障害福祉サービスの利用につながるなど、地道ではあるが成果を上げている。

その他、医療機関の協力による医療相談会の実施や、就労支援事業所などの協力による在宅での就労体験、会えていない方には市民団体と協働で作成した絵手紙の送付による声掛けなど、さまざまな取り組みを実施している。ひきこもりの方の多くは、「社会に出たい」という気持ちを持ってもらえる。その思いに寄り添い、きっかけをつくることで、1人でも多くの方が社会参加を果たし、生き生きとした生活が送れるよう、ひきこもり支援を推進してまいりたい。

官民連携による「こども食堂」

体制づくりの項で述べた通り、本市では官民連携による「こども食堂」の取り組みを実施している。子どもたちが夜間に行き場もなく、地区内のショッピングセンターで時間を過ごしていることを心配する住民の声が発端となり、市社協のコミュニティワーカーがこども食堂の開催を提案。生活困窮者の学習支援として、食堂と併せて大学生ボランティア



こども食堂

による学習会を実施することとなり、地区住民・市社協・行政の協働による「こども食堂」プロジェクトが発足した。夜間閉鎖されていた老人福祉センターの食堂を活用することとなり、食堂受託事業者も運営に参加。約半年の準備期間を経て、平成28年5月開始となった。

運営が安定した後、立ち上げから運営までのノウハウをまとめて「こどもの居場所を始

めよう」としている人のためのサポートブック」を作成し、市社協と協働して開設希望者の支援を実施してきた。

市内17小学校区全てで開催されることを目標としており、令和3年10月現在、13カ所で開催されている。商店街の飲食店が中心となり社会福祉法人と協力して実施している所、自治協議会が中心となって共同利用施設で開催している所など、運営形態や実施場所はさまざまである。

立ち上げ時の費用については、赤い羽根共同募金など民間の助成金の活用を図り、運営については食材の寄付や利用料金などで賄っていたためであり、本市では補助金などは支出していない。補助に頼らず、自立的に運営することで、継続性を保たれている。また、食堂運営者のネットワークづくりも進められ、団体や個人などからの物品提供を一括で受け付ける仕組みも検討されている。それぞれの運営者の自主性を尊重しながら、支援を続けてまいりたい。

重層的支援体制整備事業

最後に、重層的支援体制整備事業について述べておきたい。本年4月、同事業を規定した改正社会福祉法の施行を受けて、本市でも準備事業を開始している。

健康福祉部に課長級の相談支援コーディネーター1名を配置するとともに、市社協に相談支援・参加支援・地域づくり支援の三つのコーディネーターを配置。また、市社協のコミュニティワーカーの地域支援活動も事業に位置付けるなど、体制整備を行った。

令和5年度の本格実施を目指し、本年度は具体的な運用などを協議・試行し、来年度はアウトリーチ支援について検討を行う予定である。さらに、地域包括支援センターなどの関係機関、民生委員児童委員や地域役員、地域の事業者など、あらゆる主体が連携できるような、市全体での地域福祉のネットワークの構築を進めていきたいと考えている。

おわりに

コロナ禍において、生活困窮や社会的孤立はより顕在化しており、国においても「孤独・孤立対策担当室」が設置され対策が協議されるなど、行政における困窮者支援・地域福祉の取り組みはますます重要となってきた。これまで述べた通り、本市としてもさまざまな取り組みを進め、悩みや困りごとを抱える市民を受け止め、寄り添い、地域とのつながりや地域づくりの支援を行い、全ての市民が安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりを推進していきたい。